Cheer

長崎高教組は
非正規雇用職員の皆さんを
応援します

（特別号）　2016/4/13

発行責任者：高教組書記長　馬場隆

臨時採用教職員及び非常勤教職員皆さん
労働条件で分からないことや疑問に思うことはありませんか？

臨時採用や非常勤の教職員の皆さんは自分がどのような労働条件で雇用されているかは説明を受けられたでしょうか？

私たち高教組（長崎県高等学校教職員組合）は、県教委に対して、学校の教職員は臨時採用や非常勤ではなく正規採用で雇用するよう求めるとともに、臨時採用や非常勤の皆さんの労働条件の改善についてもとりくんでいます。ここでは、現時点での臨時採用や非常勤の皆さんの労働条件の概要についてお知らせします。

臨時採用（欠員補充、育休・病休代替など）の方

○賃金…教育職の場合、教育職１級の給与で、金額（号給）は高卒・大卒後の経験で異なります。通勤手当・住居手当等の諸手当は正規採用の場合と同じです。

○有給休暇…年次有給休暇（年休）や病休等、取得できる休暇は正規採用の場合と同じです。年休は１日単位でも１時間単位でもとれます。日数は、欠員補充の場合は12月までに15日、１月以降は５日＋（12月までの残り日数）です。育休・病休代替の場合は雇用期間によって異なりますが、４月から３月までの場合は、欠員補充の場合と同じです。**※年休は届けを出すだけで理由は不問です。**

○社会保障…全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金になります。

※昨年度の交渉の結果、11ヶ月以上勤務する方については、今年度から定期健康診断を県費で受診できるようになりました。

非常勤講師（時間講師）の方

○賃金…「報酬」として１時間当たり2,800円が支給されます。**授業だけでなく採点や成績処理など、学校が必要と認めた仕事については支給されます。**
手当は「通勤費用」だけで、勤務日数にかかる費用が支給されます。

※「報酬」が支給されない仕事は非常勤講師には頼まないということが原則です。そうなっていない場合は、職場の組合員にご相談下さい。

○有給休暇…年次有給休暇（年休）は勤務予定日数によって日数が違います（労働条件通知書に記載）。２校以上勤務する場合は、勤務予定日数を合算します。１日または１時間単位で取れます。１日分が何時間になるかは、１週間の勤務時間を勤務日数で割った時間（端数切り上げ）で算出します。

【例】週２日勤務で合計５時間なら１日分は３時間

※労働条件通知書には、他に夏季休暇とインフルエンザの場合の休暇しか記載されていませんが、他にも次のような有給休暇があります。

①忌引き休暇…実父母７日、実祖父母３日、義父母３日　等
②地震・水害・火災その他の災害で危険を回避するため勤務できない場合
③選挙権その他の公民としての権利を行使する場合
④証人や参考人等として、裁判所や議会等に出頭する場合

※有給休暇ですから、授業設定日に休んでも「報酬」が支給されます。

○社会保障…国民健康保険・国民年金になります。

知りたいことや相談したいことがある場合は、高教組本部でも受け付けます。
TEL（095-827-5882）　HP（「長崎高教組」で検索）にも問合わせコーナーがあります。